四　前条第一項第九号及び第十号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基に合致していること。

事項	内容の基準
一　商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合に包括信用購入あつせん関係販売業者がその不適合（道路運送車両法の規定による臨時運行以外の運行の用に供された旨が明示されている自動車に係るものであつて、当該運行の用に供されたことにより通常生ずるものを除く。）について責任を負わない旨が定められていないこと。	商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合に包括信用購入あつせん関係販売業者がその不適合（道路運送車両法の規定による臨時運行以外の運行の用に供された旨が明示されている自動車に係るものであつて、当該運行の用に供されたことにより通常生ずるものを除く。）について責任を負わない旨が定められていないこと。
二　［略］	［略］

五　［略］

（個別信用購入あつせん関係販売業者等による書面の交付）

第七十九条　法第三十五条の三の八第九号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一～十五　［略］

十六　商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の責任についての定めがあるときは、その内容

十七・十八　［略］

第八十条　法第三十五条の三の八各号又は法第三十五条の三の九第二項第一号若しくは第四項第一号の規定により法第三十五条の三の八第五号若しくは第七号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一～六　［略］

七　前条第十一号、第十二号、第十六号及び第十七号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項	内容の基準
一・二　［略］	
三　商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合の責任に関する事項	商品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合に個別信用購入あつせん関係販売業者がその不適合（道路運送車両法の規定による臨時運行以外の運行の用に供された旨が明示されている自動車に係るものであつて、当該運行の用に供されたことにより通常生ずるものを除く。）について責任を負わない旨が定められていないこと。
四　［略］	

八　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この命令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

四　前条第一項第九号及び第十号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項	内容の基準
一　商品に隠れた瑕疵があるときの責任に関する事項	商品に隠れた瑕疵（道路運送車両法の規定による臨時運行以外の運行の用に供された旨が明示されている自動車に係る瑕疵であつて、当該運行の用に供されたことにより通常生ずるものを除く。）がある場合に包括信用購入あつせん関係販売業者が当該瑕疵について責任を負わない旨が定められていないこと。
二　［略］	［略］

五　［略］

（個別信用購入あつせん関係販売業者等による書面の交付）

第七十九条　法第三十五条の三の八第九号の経済産業省令・内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

一～十五　［略］

十六　商品に隠れた瑕疵がある場合の責任についての定めがあるときは、その内容

十七・十八　［略］

第八十条　法第三十五条の三の八各号又は法第三十五条の三の九第二項第一号若しくは第四項第一号の規定により法第三十五条の三の八第五号若しくは第七号に掲げる事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一～六　［略］

七　前条第十一号、第十二号、第十六号及び第十七号に掲げる事項のうち次の表の上欄に掲げる事項についての定めがあるときは、その内容がそれぞれ同表の下欄の基準に合致していること。

事項	内容の基準
一・二　［略］	
三　商品に隠れた瑕疵があるときの責任に関する事項	商品に隠れた瑕疵（道路運送車両法の規定による臨時運行以外の運行の用に供された旨が明示されている自動車に係る瑕疵であつて、当該運行の用に供されたことにより通常生ずるものを除く。）があるときに個別信用購入あつせん関係販売業者が当該瑕疵について責任を負わない旨が定められていないこと。
四　［略］	

八　［略］